資料８

議題（８）事業所の処分について

介護保険法（以下「法」という。）に基づき、「グループホーム野のユリ」で発生した、介護職員による利用者への虐待について以下のとおり行政処分を行いました。

１　処分内容
（１）６か月間の新規受入停止
（２）６か月間の介護報酬請求上限８割

２　効力停止期間
平成２８年８月１日から平成２９年１月３１日まで

３　処分理由
（１）職員による人格尊重義務違反（法第78条の10第6号）
当該事業所の職員２名が、利用者に対し虐待を行った。職員１名は、利用者を侮辱する発言の心理的虐待と身体をたたくなどの身体的虐待を行った。また、職員１名が、利用者を侮辱・威嚇する発言の心理的虐待を行った。
高齢者虐待防止に関する職員研修が徹底されていなく、高齢者虐待を防止するための措置を怠った。
（２）介護保険法違反（法第 115 条の 19 第 11 号）
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所と人員、設備等を一体的に運営している認知症対応型共同生活介護事業所で介護保険法第 78 条の 4 第 8 項（※）に規定する義務に違反した。
※指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

４　事業所の概要
（１）事業所名　グループホーム野のユリ
（２）運営法人　有限会社野のユリ
（３）事業所の所在地　愛知県安城市二本木新町３丁目２番地５
（４）事業種別　認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護